

五二	農務省農務局高田村役場保存用海狗油漁船につき手続方	三
五三	宇都宮司法事務所高野戸出張所備付登記簿等	三
五四	熊本司法事務所高野戸出張所備付登記簿等	三
五五	初級保健師講習会令部四條の規定に依る保護医の区域中改正	三
五六	東京司法事務局日本橋出張所における株式会社の登記は一定期間事務取扱停止等	三
五七	岡田所屬に備附の株式会社登記用紙の整理に關する件	三
五八	廣島司法事務局岡田出張所備付登記簿等	三
五九	東京東區検察廳等に行政監察員會議	三
六〇	大阪府河内郡丹南村役場保存用海狗油漁船六一新製区裁罰所から出張所の登記回復に關する件	三
六一	文部省	三
六二	小學校用圖書簿發行に關する裁罰等中改正	三
六三	資根工業專門學校設立者變更認可	三
六四	國語所有者變更	三
六五	學校教員調査規則第九條第二項の規定による昭和二十二年學校教員調査に用いる調査票の様式	三
六六	統計第九号の文部省製は統計的目的外に文部行政上の諸施設の資料として使用出来ることの中改正	三
六七	統計委員の承認を得た件	三
六八	教員無資格認定目録する指定学校名及び学科目	三
六九	厚生省	三
七〇	國民医療所施行規則による病院指定	三
七一	農務省農務局高田村役場保存用海狗油漁船につき手続方	三
七二	健康保險修養院医療費負担費規程中改正	三
七三	健康保險修養院医療費負担費規程中改正	三
七四	國民健康保險の保險因が修養院を爲すに付必要の事項に關する件	三
七五	農務省農村配給規則第十八條の規定に於て定められた件	三
七六	專用漁獲権存続期間更新規程	三
七七	昭和二十二年支米について検査等級に四等を増設する地域	三
七八	禁煙所設置	三
七九	昭和二十二年農林省告示第百二十号中改正	三
八〇	昭和二十二年同第百四十五号中改正	三
八一	農事改良実験所設置の件	三
八二	昭和二十二年支米に上り検査等級に四等を増設する地域	三
八三	商工省	三
八四	輸出用箱型承認	三
八五	輸出入箱型検査所、支所及び出張所の名称及び位置中改正	三
八六	昭和二十二年商工省告示第六号中改正	三
八七	電氣の使用制限を行う件	三
八八	衣料品配給規則第四條第三項の規定による場合指定	三
八九	同上の規定により衣料品を消費者に譲り渡し、消費者が衣料品を譲り受けることのできる生産業者指定	三
九〇	同上の規定により卸賣業者により衣料品を譲り受けることのできる消費者指定	三

七〇	農務省農務局高田村役場保存用海狗油漁船につき手続方	三
七一	同上の規定による指定衣料品目指定	三
七二	健康保險修養院医療費負担費規程中改正	三
七三	健康保險修養院医療費負担費規程中改正	三
七四	國民健康保險の保險因が修養院を爲すに付必要の事項に關する件	三
七五	農務省農村配給規則第十八條の規定に於て定められた件	三
七六	專用漁獲権存続期間更新規程	三
七七	昭和二十二年支米について検査等級に四等を増設する地域	三
七八	禁煙所設置	三
七九	昭和二十二年農林省告示第百二十号中改正	三
八〇	昭和二十二年同第百四十五号中改正	三
八一	農事改良実験所設置の件	三
八二	昭和二十二年支米に上り検査等級に四等を増設する地域	三
八三	商工省	三
八四	輸出用箱型承認	三
八五	輸出入箱型検査所、支所及び出張所の名称及び位置中改正	三
八六	昭和二十二年商工省告示第六号中改正	三
八七	電氣の使用制限を行う件	三
八八	衣料品配給規則第四條第三項の規定による場合指定	三
八九	同上の規定により衣料品を消費者に譲り渡し、消費者が衣料品を譲り受けることのできる生産業者指定	三
九〇	同上の規定により卸賣業者により衣料品を譲り受けることのできる消費者指定	三

九一	農務省農務局高田村役場保存用海狗油漁船につき手続方	三
九二	同上の規定による指定衣料品目指定	三
九三	健康保險修養院医療費負担費規程中改正	三
九四	健康保險修養院医療費負担費規程中改正	三
九五	國民健康保險の保險因が修養院を爲すに付必要の事項に關する件	三
九六	農務省農村配給規則第十八條の規定に於て定められた件	三
九七	專用漁獲権存続期間更新規程	三
九八	昭和二十二年支米について検査等級に四等を増設する地域	三
九九	禁煙所設置	三
一〇〇	昭和二十二年農林省告示第百二十号中改正	三
一〇一	昭和二十二年同第百四十五号中改正	三
一〇二	農事改良実験所設置の件	三
一〇三	昭和二十二年支米に上り検査等級に四等を増設する地域	三
一〇四	商工省	三
一〇五	輸出用箱型承認	三
一〇六	輸出入箱型検査所、支所及び出張所の名称及び位置中改正	三
一〇七	昭和二十二年商工省告示第六号中改正	三
一〇八	電氣の使用制限を行う件	三
一〇九	衣料品配給規則第四條第三項の規定による場合指定	三
一一〇	同上の規定により衣料品を消費者に譲り渡し、消費者が衣料品を譲り受けることのできる生産業者指定	三
一一一	同上の規定により卸賣業者により衣料品を譲り受けることのできる消費者指定	三

